

令和7年度 第1回名古屋市子育て支援企業認定審査会

令和7年6月13日(金)午前10時～

西庁舎12階市長部局入札室

議 題

- 1 会議の運営について【資料1-1～1-3】

- 2 子育て支援企業認定・表彰制度の概要
 - (1) 制度概要について【資料2】
 - (2) 令和7年度の事業計画について【資料3】
 - (3) 審査方法(変更点)について【資料4-1～4-5、資料5-1～5-4】
 - (4) 子育て支援企業認定・表彰式について【資料6】

- 3 令和7年度子育て支援企業・女性の活躍推進企業募集リーフレット
【資料7、資料8】

- 4 その他

(参考資料)

名古屋市子育て支援企業認定審査会条例

名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱

令和7年度 名古屋市子育て支援企業認定審査会 委員名簿

令和7年6月13日現在

氏 名	役 職 等
石 黒 基 仁 (いしぐろ もとひと)	連合愛知 名古屋地域協議会 副事務局長
久 世 康 浩 (くぜ やすひろ)	愛知県経営者協会 会員サービス部部长
野 崎 祐 子 (のざき ゆうこ)	椙山女学園大学現代マネジメント学部 教授
水 越 昭 雄 (みずこし あきお)	愛知県中小企業団体中央会 事務局次長兼総務部長
梁 取 史 奈 (やなとり あやな)	市民委員
山 本 仁 美 (やまもと ひとみ)	市民委員
横 井 寿 史 (よこい ひさし)	社会保険労務士

(50音順・敬称略)

名古屋市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第36条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（非公開情報）

第7条第1項

第1号 個人情報

通常他人に知られたくない個人のプライバシーに関する情報

第2号 法人情報

経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報など、公開することで法人等の事業運営に支障をきたすと認められるもの

第3号 公共安全情報

公開することで、犯罪を誘発するなど公共の安全に支障を及ぼすおそれがある情報

第4号 審議、検討、協議情報

市の機関や国等の内部における審議、検討、協議に関する情報であって、公開することで、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるなどのおそれがあるもの

第5号 行政運営情報

市の機関や国等の監査、契約、調査研究などの事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

第6号 任意提供情報

市の要請を受けて、公にしない条件で任意に提供した情報で、その条件が合理的であると認められるもの

第7号 法令秘情報

法令や条例、法的拘束力のある国の指示等で非公開とされている情報

名古屋市情報公開条例施行細則（抜粋）

（会議開催の事前公表）

第 16 条 附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、あらかじめ、会議を開催する日時、場所等を公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

（会議の傍聴等）

第 17 条 附属機関等は、法令又は他の条例の規定により会議を公開することができないとされている場合及び条例第 36 条ただし書の規定により非公開を決定した場合を除き、その会議を傍聴させるものとする。

- 2 附属機関等は、その会議を公開するに当たっては、傍聴に係る手続及び傍聴する者が遵守すべき事項を定めるものとする。
- 3 附属機関等は、条例第 36 条ただし書の規定により会議の非公開を決定したときは、前条に規定する会議開催の事前公表においてその理由を明らかにしなければならない。

名古屋市子育て支援企業認定審査会傍聴要項

(目的)

第1条 この要項は、名古屋市子育て支援企業認定審査会（以下「認定審査会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第2条 傍聴者の定員及びその決定方法は、認定審査会の会長が、子ども青少年局企画経理課（以下「事務局」という。）の長と協議の上これを定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 認定審査会の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、認定審査会の会長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、認定審査会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 傍聴者は、認定審査会の会長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要項の規定に違反したときは、認定審査会の会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、認定審査会の会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第10条 認定審査会の会長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要項の周知を図らなければならない。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、認定審査会の会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が認定審査会の会議に諮り又は事務局の長と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要項は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

子育て支援企業認定・表彰制度の概要

1 趣旨・目的

社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、その中から、特に優れた活動を行っている企業を表彰する。(平成 19 年 11 月制度開始)

2 対象企業等

市内に事業所がある企業等（公益法人、NPO 法人、個人商店等を含む。）

3 評価の視点

次の①、②の各項目で、子育てにやさしい活動を行っていること。

- ①従業員支援：従業員に対する家庭と仕事の両立支援
- ②地域貢献：地域での企業活動や子育て活動との協働による支援

4 企業のメリット

- ・認定・表彰企業を名古屋市公式ウェブサイトに掲載
- ・認定証、認定プレートの交付
- ・認定マークの名刺、印刷物等への使用
- ・入札、契約における優遇措置



5 認定審査会

(1) 目的

子育て支援企業の認定等をするにあたり、専門的見地から意見を聴取する。

(2) 組織

子育て支援について知識と経験のある方等から、市長が依頼する委員 8 名以内をもって組織する。

(3) 任期

2 年

(4) 委員報酬

1 回 12,600 円

※名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第 2 による

※所得税法上の所得となり、源泉徴収分を差し引いた額を支給

(5) 所掌事項

- ・認定基準に基づき認定申請書等を審査し、市長に意見を述べること
- ・聞き取り調査や現地調査の結果に基づき審査すること
- ・認定の取り消しについて、市長に意見を述べること
- ・表彰を受ける企業の選考について、市長に意見を述べること
- ・その他子育て支援企業認定・表彰制度に関すること

6 実績

(1) 認定状況等 ※ 3年（更新後は5年）ごとに更新が必要

子育て支援企業数：273社(令和7年4月1日現在)

	申請件数	認定・表彰企業数	審査会	募集	更新*
平成19年度	15社	10社(うち表彰4社)	5回(準備会含む)	年1回	6社
平成20年度	12社	8社(うち表彰2社)	5回	年1回	7社
平成21年度	18社	13社(うち表彰4社)	5回	年1回	11社
平成22年度	24社	19社(うち表彰7社)	6回	年2回	13社
平成23年度	34社	24社(うち表彰8社)	8回	年2回	21社
平成24年度	51社	40社(うち表彰8社)	7回	年2回	34社
平成25年度	19社	16社(うち表彰5社)	6回	年1回	13社
平成26年度	13社	12社(うち表彰3社)	6回	年1回	12社
平成27年度	12社	10社(うち表彰5社)	6回	年1回	9社
平成28年度	26社	23社(うち表彰6社)	7回	年1回	20社
平成29年度	32社	26社(うち表彰6社)	6回	年1回	22社
平成30年度	18社	15社(うち表彰3社)	6回	年1回	14社
令和元年度	20社	15社(うち新規表彰3社 更新表彰2社)	7回 (書面開催含む)	年1回	14社
令和2年度	21社	15社(うち新規表彰3社 更新表彰2社)	7回 (書面開催含む)	年1回	15社
令和3年度	24社	19社(うち新規表彰4社 更新表彰4社)	7回 (書面開催含む)	年1回	19社
令和4年度	26社	21社(うち新規表彰2社 更新表彰5社)	7回 (Web開催含)	年1回	
令和5年度	18社	12社(うち新規表彰1社)	5回 (Web開催含)	年1回	
令和6年度	17社	10社(うち新規表彰3社、 更新表彰1社)	6回 (Web開催含)	年1回	

*初回認定年度の企業のうち、現在も認定継続中の企業数

(2) 認定・表彰式

平成 19 年度	平成 20 年 1 月 29 日 (火) 栄ガスビル (『「仕事と子育ての両立」応援フォーラム』第一部として実施)
平成 20 年度	平成 21 年 1 月 28 日 (水) ナディアパーク
平成 21 年度	平成 22 年 1 月 27 日 (水) 愛知県産業労働センター (「中小企業活き・イキ人材活用セミナー」第一部として実施)
平成 22 年度	平成 23 年 2 月 15 日 (火) 名古屋市公館 (「中小企業活き・イキ人材活用セミナー」第一部として実施)
平成 23 年度	平成 24 年 2 月 10 日 (金) 愛知県産業労働センター (「ワーク・ライフ・バランス推進セミナー」第一部として実施)
平成 24 年度	平成 25 年 2 月 12 日 (火) 名古屋市公館
平成 25 年度	平成 26 年 2 月 4 日 (火) 名古屋市公館
平成 26 年度	平成 27 年 3 月 20 日 (金) 名古屋市公館
平成 27 年度	平成 28 年 1 月 26 日 (火) 名古屋市公館
平成 28 年度	平成 29 年 1 月 26 日 (木) イーブルなごや (以降、「女性の活躍推進企業認定・表彰式」と合同実施)
平成 29 年度	平成 30 年 1 月 29 日 (月) イーブルなごや
平成 30 年度	平成 31 年 1 月 29 日 (火) 中区役所ホール
令和元年度	令和 2 年 1 月 29 日 (水) イーブルなごや
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から見合わせ 代替として市長が表彰理由を読み上げる映像を撮影し公開
令和 3 年度	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から見合わせ 代替としてメッセージカードを送付
令和 4 年度	令和 5 年 1 月 27 日 (金) イーブルなごや
令和 5 年度	令和 6 年 1 月 31 日 (水) イーブルなごや
令和 6 年度	令和 7 年 1 月 30 日 (木) イーブルなごや

(3) 表彰実績

表彰区分	最優秀賞	優秀賞	中小企業特別賞	審査員特別賞	
趣旨	企業規模に関わらず、年度内で最も優秀	企業規模に関わらず、最優秀に続き特に優秀	企業規模を考慮すると特に優秀	企業規模に関わらず、点数等は優秀賞に劣るが、活動の一部に特に優秀なものがある	
判断基準	年度内で最も高得点、かつ、委員が適当と認める企業	年度内の得点上位企業(二次審査にて40点以上が目安)	取組内容・意欲・熱意・実績を総合的に判断し決定(必ずしも得点順とは限らない)		
		得点上位企業を優秀賞としない場合、理由を明確にする	中小企業のうち、他の中小企業の模範となる特に優れた取組みを行っている企業	取組み活動の一部に特に優秀なものがある企業	
H27	トヨタファイナンス(株)	あいおいニッセイ同和損保(株) 三井住友海上火災保険(株)	(株)イースタン	(株)Sel コーポレーション	
	H28	第一生命保険(株)	(株)NTTドコモ 第一塗工(株)	(株)加藤建設 木下工業(株)	
	H29	—	アルプススチール(株) かんぼ生命保険(株) リコージャパン(株) リゾートトラスト(株)	— 株)東光高岳 株)パロマ	
	H30	—	—	(株)ミズホエンジニアリング 株)名南技建 株)キャリアビジョン	
	R1	—	(株)ドコモCS 東海※ 株)山田商会※	(株)伊藤建設工業 大和リース(株) ルシア(株)	
	R2	—	損害保険ジャパン(株)※ 株)トヨタシステムズ※ ニッセツ(株)	(株)グローブ・ハート	(株)山越
	R3	—	(株)シーテック※ 東海東京証券(株)※ 日本特殊陶業(株) 三井住友海上火災保険(株)※ 株)山田組※	共立マテリアル(株)	小玉工業(株) 銘建工業(株)
	R4	(株)中部プラントサービス※	第一生命保険(株)※ 株)トーエネック※ 株)パソナ※ ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)※	エースエンジ(株)	リード工業(株)
	R5	—	—	(株)サユミ	—
R6	日本特殊陶業(株)※	(株)アオキスーパー NDS インフォス(株) 株)テクノアスカ 株)カケン (医)宏潤会 さとう建設(株) ゼネラルヒートポンプ工業(株) 日本ゼネラルフード(株) 株)パロマ 古河産機システムズ(株)	—	—	

※が付いている企業は更新申請企業の表彰企業

令和7年度 事業計画

資料3

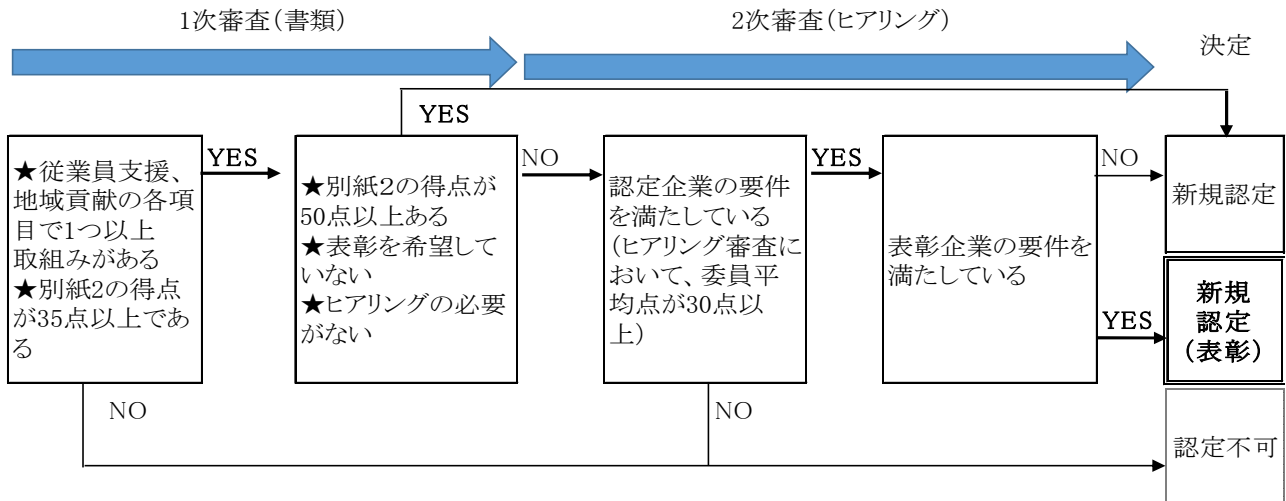
年月	令和7(2025)年度		
4月			
5月			
6月	6月13日 第1回審査会 (認定基準・事業計画 確認)		
	募集パンフ配布(6月下旬～)		
7月	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">【新規】 7月1日～9月12日 (予定) 募集</td> <td style="text-align: center;">【更新】 7月1日～9月1日 (予定) 募集</td> </tr> </table>	【新規】 7月1日～9月12日 (予定) 募集	【更新】 7月1日～9月1日 (予定) 募集
【新規】 7月1日～9月12日 (予定) 募集		【更新】 7月1日～9月1日 (予定) 募集	
8月			
9月			
10月	10月中旬～下旬 第2回審査会 (更新審査・新規書類審査)		
11月			
12月	11月下旬～12月中旬 第3回～審査会 (ヒアリング審査)		
1月	1月中旬 認定・表彰企業の公表 1月29日 (予定) 認定・表彰式		
2月			
3月	3月下旬 最終審査会 (令和8(2026)年度認定基準)		

新規申請企業の審査方法等について

1 審査方法

★新規申請企業の審査・認定の流れ（フローチャート）

★新規申請企業（表彰審査希望の更新申請企業含む）の審査・認定の流れ



※委員と利害関係（雇用、契約等）がある企業から申請があった場合、その委員は当該企業の審査に加わることはできません。

※次のいずれかに該当する場合は、審査会の意見を受けて、申請企業については審査の対象外とすること、認定企業については認定の取消しを行うことができます。

- ・企業が過去 3 年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき（労働・児童福祉関係の重大な法令違反を行った場合、認定制度の信頼を著しく損なうような社会的影響の大きい不正行為を組織的に行った場合）
- ・本制度の申請に関して、虚偽の申告その他不正な手段を行ったと認められるとき
- ・企業が、子育て支援企業の認定基準を満たさなくなったとき
- ・企業の役員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき
- ・過去 3 年間に、労働関係法令に違反する重要な事実がある企業

(1) 書類審査 <一次審査>

- ① 子育て支援企業認定申請書別紙 2（子育て支援に関する取組項目及び配点：資料 4-3）及び別紙 3（子育て支援に関する取組内容等：資料 4-4）を事務局にて採点し、次の 2 つの要件について確認します。

- ア 従業員支援、地域貢献の各項目で 1 つ以上取り組みがある
- イ 別紙 2（資料 4-3）で 35 点以上（※）の取り組みがある

※従業員数 301 人以上は 85 点満点、101 人～300 人については 95 点、100 人以下は 100 点満点です。表彰を希望しない企業の内 50 点以上ある企業については、第 2 回審査会にヒアリング対象とするかを検討します。

- ② 第 2 回審査会で①の採点結果をご確認いただき、ヒアリング審査を実施する企業（一次審査を通過する企業・更新企業で従業員がいない企業）を決定します。

※①のア、イを満たしていても、就業規則等が法定を下回る場合や、常時雇用する従業員数が 101 人以上あるにも関わらず一般事業主行動計画を策定していない場合等、法令を遵守していない場合は認定不可とします。

※②でヒアリング審査を実施する水準に満たないと決定された企業には認定不可の通知を、35 点以上 50 点未満の企業と 50 点以上でヒアリングが必要とされた企業にはヒアリング審査の案内を、その他の企業には認定表彰式の案内を送付します。

(2) ヒアリング審査 <二次審査>

- ① 子育て支援企業認定申請書別紙 1-1(子育て支援に関する理念・方針等：資料 4-2) 及び別紙 2、3(資料 4-3、4-4) の記載内容について、ヒアリング審査を実施します。
- ② ヒアリング審査初日のヒアリング終了時に、各委員の採点基準についてすり合わせをし、「普通」のレベルの統一をはかります。
- ③ ヒアリング審査終了後、事務局にて速やかにヒアリング審査採点表を回収・集計し、同採点表の集計結果(委員平均点)を基に、次の基準により認定企業を決定します。

ヒアリング審査で 50 点中 30 点以上 (6 割以上)

- ④ ③による認定企業について、「2 表彰区分」により表彰企業を決定します。

※ヒアリング審査は、企業ごとに個別で実施します。企業による説明を 7 分以内、その後、質疑応答を行い、各企業 15～20 分(企業数により調整)を基準とします。

(別紙1-1)子育て支援に関する理念・方針等〈新規〉

【事業所名称: _____】

《留意点(別紙1-1、2、3共通)》

必ずご確認ください。

- (1) おおむね過去3年間の取り組みを記入してください。
- (2) 従業員支援、地域貢献で1つ以上取り組みがあることが必要です。
- (3) 取組内容が分かる資料(就業規則、写真、チラシ、登録証(写)等)を添付してください。
(該当項目番号を記載し、該当箇所をマーカー等で明示してください。)
- (4) 一般事業主行動計画を策定している場合は、同計画の「策定・変更届(写)」と「行動計画(写)」を添付してください。**(従業員101人以上の企業は必須で添付してください。)**
- (5) 審査は、〈書類審査(一次審査)〉と〈ヒアリング審査(二次審査)〉に区分されます。
(書類審査において一定の基準を満たさない場合は、ヒアリング審査対象外となります。)
- (6) 表彰審査の希望について下記希望欄にてお答えください。

子育て支援に関する理念・方針

子育て支援企業に応募した動機、子育て支援に対する思い

子育て支援に関する独自の取り組み等 ※別紙2、3に記入する取り組みを除く

表彰審査の希望

 表彰審査を希望します 表彰審査を希望しません

【表彰審査を希望した企業は、表彰に向けたアピールポイントをお書きください】

裏面に続く→

(1)従業員情報 (従業員数は、アルバイト・パートを含み、日雇い労働者は含めないでください。)								
年齢構成 (年月日時点)	企業 全体		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
		男性	人	人	人	人	人	人
		女性	人	人	人	人	人	人
	市内 の事 業所		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
		男性	人	人	人	人	人	人
		女性	人	人	人	人	人	人
18歳未満の子どもがいる 従業員数			企業全体(男性)	人		企業全体(女性)	人	
			市内の事業所 (男性)	人		市内の事業所 (女性)	人	

(2)勤務形態情報 (制度が無い場合は斜線を入れてください。)					
各取得率の算出方法 制度を利用した従業員/制度の対象となる従業員		企業全体		市内の事業所	
短時間勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
フレックスタイム制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
時差勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
テレワーク、在宅勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		

(3)休暇等制度情報 (可能な限り過去3年間の情報をご記入ください。)							
各取得率の算出方法 制度を利用した従業員/制度の対象 となる従業員		昨年		2年前		3年前	
		企業全体	市内の事業所	企業全体	市内の事業所	企業全体	市内の事業所
育児休業取得率	男性	%	%	%	%	%	%
	女性	%	%	%	%	%	%
1人あたりの平均 所定外労働時間(/月)	男性	時間	時間	時間	時間	時間	時間
	女性	時間	時間	時間	時間	時間	時間
産前産後休暇取得率		%	%	%	%	%	%
男性の配偶者出産休暇取得率		%	%	%	%	%	%

(別紙2)子育て支援に関する取組項目及び配点(新規・更新)

□ 新規 □ 更新 (該当の欄所にチェックを入れてください)

【事業所名称: _____】

取組分野	取組項目	該当○	配点		◆該当項目(○をつけた項目)はすべて取組内容が分かる資料を添付してください。(該当項目番号を記載し、該当箇所をマーカー等で明示してください。)添付していただく資料等の例示、その他説明を記載しています。 ※「法定」とある項目については、法に定める対象者の範囲や詳細な制度内容は各自で把握し、適切に就業規則等を定めること。
			中小企業 加算*		
従業員支援 (配点52点)	(1) 法定の個別意向聴取・配慮以外にも、孤立支援に関する取組方針や制度を積極的に従業員に提供している	2	2	—	(1) 【法定】妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取・聴取した意向についての配慮
	(2) 次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる(各2点) 制度の利用実績がある場合は、必ず別紙(3)に記載すること - 育児休業(休業後は原職又は原職相当職に復帰させるとが就業規則等に明記されている場合に限る) - 産前・産後休暇 - 子の看護等休暇	6	2	※左記の1つ以上該当する場合	(2) ※就業規則等規定の名称・該当条項、法定を超える内容、制度の利用実績を別紙(3)に記載し、規定(該当箇所)を添付すること。 【法定】子が1歳まで取得可能。以降、保育所に入所できない等の理由があれば1歳6ヵ月、2歳まで延長可 【法定】産前6週、産後8週 【法定】1学年3学期半までの子を養育する労働者が1年に5日(子が1人以上の場合は10日)まで、「子の病気・けが、予防接種・健康診断、感染症に伴う学級閉鎖等、入園(入学)式、卒業式」のための休暇を時間単位で取得可能。 ※法定を超える、取得可能日数の増大、取得可能な子の年齢の拡大、有給化など
	(3) 3歳から小学校就学期の子を養育する従業員が利用できる制度として、次のうち3つ以上の制度がある (制度が3つあると2点、4つあると3点、5つあると4点) - 休業特別等変更(フレックスタイム制、時差出勤) - テレワーク等(月10日以上) - 保育施設設置運営等(保育施設の運営その他これに準ずる便宜の供与(ベビーシッターの手配および費用負担など)) - 養育孤立支援休暇(年10日以上) - 短時間勤務制度(1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む)	2~4	2	※左記のうち3つ以上の制度がある場合	(3) ※就業規則等規定の名称・該当条項の制度を利用する従業員を別紙(3)に記載し、規定(該当箇所)を添付すること。 【法定】3歳に満たない子を養育する労働者に関して、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む措置を講ずる義務(法に定めるから小学校就学期の子を養育する労働者に関して、(3)の5つ中の資料を添付して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる。 ※労働者は、事業者が講じた措置の中から1つ選択して利用することができる。
	(4) (3)のうち、同時に2つ以上の制度を利用できる	2	—	—	(4) ※就業規則等規定の名称・該当条項の制度を利用する従業員を別紙(3)に記載し、規定(該当箇所)を添付すること。
	(5) 法定を超えて短時間勤務制度を利用できる	2	—	—	(5) ※就業規則等規定の名称・該当条項、法定を超える内容、制度の利用実績を別紙(3)に記載し、規定(該当箇所)を添付すること。 法定を超える、子が小学校就学期後も利用できる、短時間勤務による減給をなくす、など
	(6) 次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる(各2点)(制度の利用実績がある場合は、必ず別紙(3)に記載すること) - 所定労働時間の制限 - 法定時間外労働の制限 - 深夜業の制限	6	2	※左記の1つ以上該当する場合	(6) ※就業規則等規定の名称・該当条項、法定を超える内容、制度の利用実績を別紙(3)に記載し、規定(該当箇所)を添付すること。 【法定】小学校就学期の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合に、所定労働時間を超過して労働させはならない 【法定】小学校就学期の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合においては、事業主は制限時間(1か月24時間、1年150時間)を超えて労働時間を延長してはならない 【法定】小学校就学期の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合においては、事業主は午後10時~午前5時(深夜)において労働させはならない
	(7) ノー残業デー等、所定外労働時間の削減を図っている	2	—	—	(7) 社内イントラへの掲載や掲示板への貼り出し、社員あて通知、などでも可
	(8) 時間単位での年次有給休暇等、年次有給休暇の利用を促進する取り組みを実施している	2	—	—	(8) 時間単位で取得できる年次有給休暇制度がある場合は就業規則の写し(半日単位の年休は対象外) 取り組みの場合は、取り組み内容が分かる資料
	(9) 過去3年間に在職中に産した女性の8割以上が育児休業を取得している	2	2	—	(9) 法制度に基づく育児休業の取得実績が対象(育児のための年次有給休暇の取得は対象外) * (別紙1-1.1-2)(3)育児休業取得率が80%以上
	(10) 産休・育休中の従業員に対する情報提供や能力開発の機会等、スムーズな復帰に向けた支援を実施している	2	—	—	(10) 産前セミナーの開催、復帰にあたっての相談受付、キャリアアップの支援、など(例えば、社内報を郵送しているだけなどは対象外)
	(11) 男性の育児参加を促進する制度や取り組みを実施している(年次有給休暇の利用促進の取り組みを除く)	2	—	—	(11) 配偶者出産休暇の制度がある場合は就業規則等の写し(年次有給休暇の利用促進は対象外) 取り組みの場合は、取り組み内容が分かる資料
	(12) 過去3年間のうちに、男性育児休業等の取得率50%を達成している年がある	2	2	—	(12) 法制度に基づく育児休業の取得実績が対象(育児のための有給休暇や年次有給休暇の取得は対象外) * (別紙1-1.1-2)(3)育児休業取得率に実績を記載
	(13) 子育て支援出前講座(名古屋市子ども青少年局)を受講している又は親学推進協力企業(名古屋市教育委員会)に登録している	2	—	—	(13) 講座受講にかかる通知(写)、登録証(等)、など(子育て支援出前講座:子ども子育て支援センター、親学推進協力企業、教育委員会生涯学習課)
	(14) 障害児や不登校児童生徒を養育する従業員を支援する制度がある	2	—	—	(14) 就業規則に定める等により、客観的に取り組み内容が確認できること
	(15) 妊娠(不妊治療)、出産・育児に関する手当等の経済的支援制度がある(制度の利用実績がある場合は、必ず別紙(3)に記載すること)	2	—	—	(15) 不妊治療手当、家族手当(扶養手当)、出産祝金、など
	(16) 上記(1)~(15)以外で、不妊治療休暇など、独自の妊娠・出産・育児に関する制度がある	2	—	—	(16) 就業規則に定める等により、客観的に取り組み内容が確認できること
地域での企業活動や子育て活動との協働による支援 地域貢献 (配点39点)	(1) 子どもや子育て家庭向け商品を販売又はサービスを提供している	3	—	—	(1) 名古屋市市内での取り組み、名古屋市を対象とした取り組み(社員等を対象とした福利厚生は対象外)
	(2) なごや米まつり応援制度(びよか)に協賛店舗・施設として協力している	3	—	—	(2) 名古屋市子育て応援サイトの協賛店舗紹介ページの画面ハードコピー
	(3) 託児室、授乳室、乳幼児と利用できるトイレ等、子どもに配慮した施設・店舗等がある	3	—	—	(3) 確認できる写真、など
	(4) 赤ちゃんの駅として登録している	2	—	—	(4) 登録施設一覧の画面ハードコピー 赤ちゃんの駅についての詳細は https://www.kosodate.city.nagoya.jp/play/baby.html
	(5) 接客の目に留まりやすい場所にマナーマークを表示するなど、妊婦への配慮を呼びかける取組を行っている	2	—	—	(5) こども家庭庁のウェブサイト参照。表示していることが確認できる写真、など
	(6) 子ども向けウェブサイトやパンフレット等を作成している	2	—	—	(6) 概要が分かるもの(抜粋可)
	(7) こども110番の家に協力している	2	—	—	(7) 愛知県警察のウェブサイト参照、PTAや地域が自主的に実施している場合もあり、協力していることが分かる写真、など
	(8) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に企業スペース(部屋、駐車場等)を提供している	3	—	—	(8) 地域の子育てサークルへの会議室の貸し出し、地域でのイベント開催時に駐車場の無料開放、など
	(9) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に物的、金銭的支援を実施している	3	—	—	(9) 地域の清掃活動に従業員が参加する、祭りへの寄附や物資の提供(飲食への従業員参加なども含む)を行う、など
	(10) 地域の保育所や学校等の子どもを対象とした職員見学、職業体験等を実施している	3	—	—	(10) ナゴヤキャリアタイムサポーターとしての活動など、学校等からの依頼文、開催案内、子どもたちからの感想、お礼文、など(社員の子ども向け職員見学は対象外)
	(11) インターンシップの受け入れを通して地域の人材育成を図っている	2	—	—	(11) インターンシップ実施日程、内容が分かるプログラム、通知、など
	(12) 子どもや子育て世代を対象としたイベント、ワークショップ、講座等を開催している	3	—	—	(12) 実施場所、対象者、日時、内容が分かる開催案内、写真、など
	(13) 行政との協働による子育て支援事業(子育て支援に関する講演会、シンポジウム等)を実施(協力)している	2	—	—	(13) 実施場所、対象者、日時、内容が分かる開催案内、協賛が分かるチラシ、など
	(14) 企業活動として進学路や公園等の清掃活動を定期的に実施している	2	—	—	(14) 企業組合として多数の企業が同時に行う活動でも可。実施場所、日時が分かる活動報告書、など
	(15) 企業活動として地域での交通安全活動や防犯・防災活動を定期的に実施している	2	—	—	(15) 事業所前にある交差点での児童の安全誘導、各区役所等実施している防災活動への参加、など、企業組合として多数の企業が同時に行う活動でも可。実施場所、日時が分かる活動報告書、など
	(16) 企業活動としてインクルージョンの観点を持った活動を実施している	2	—	—	(16) 障害のある方もない方も参加できるイベント、障害のある方にもわかりやすいウェブサイトやパンフレット、など、概要がわかる写真や資料、など
その他制度における取り組み等 (配点9点)	(1) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定(トラウマみん認定)を受けている	1	—	—	(1) 認定通知書(写)、など
	(2) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けている	2	—	—	(2) 認定通知書(写)、など
	(3) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の特例認定(プラチナくるみん認定)を受けている	3	—	—	(3) 認定通知書(写)、など
	(4) (1)~(3)いずれかの「プラス」認定を受けている	1	—	—	(4) 認定通知書(写)、など
	(5) 従業員100人以下の企業のみ対象)次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している	5	—	—	(5) 両計画の「策定・変更届(写)」と「行動計画(写)」(労働局の受領印があるもの)

*中小企業加算は、従業員300人以下の企業が対象です。

【留意事項】
◆おおよそ過去3年間の取り組みを記入してください。
◆従業員支援、地域貢献の各項目で1つ以上取り組みがあることが必要です。
◆取組内容が分かる資料(就業規則、通知、チラシ、登録証(写)、写真等)を添付してください。(該当項目番号を記載し、該当箇所をマーカー等で明示してください。)

資料4-3

資料5-3

別紙2		項目	R6審査会でのご意見等	R7修正案
従業員支援	(6)	・所定外労働の制限	欄外の説明について、これだけ下の2つ(法定時間外労働の制限、深夜業の制限)と書きぶりが違っているので揃えた方がいい。	「小学校就学前の…」 →「小学校就学の始期に達するまでの…」に統一
地域貢献	(7)	こども110番の家に協力している	欄外の説明に「愛知県警察のウェブサイトを参照」とあるが、警察以外にも、学校・学区・PTAが認定しているこども110番の家もあるので説明に加えたほうがいい。	説明に「PTAや地域が自主的に実施している場合もあり」と追加
	(16)	企業活動として地域に密着した包括的な活動(インクルーシブ活動)を実施している	表現の重複があり分かりづらい。欄外の説明で内容は分かるので、「企業活動としてインクルーシブ活動を実施している」としてはどうか。	「企業活動としてインクルージョンの観点を持った活動を実施している」に修正
	—	—	教育委員会の「ナゴヤキャリアタイムサポーター」を追加してはどうか。	内容的に地域貢献(10)と重複するため項目追加はせず、(10)の説明に加える。
その他	(5)	【従業員100人以下の企業のみ対象】 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している	加点の対象となるのは、従業員100人以下の企業のみだが、それ以外の企業にも「一般事業主行動計画」を提出してもらうようにしたい。	別紙1-1,1-2(資料4-2,5-2)の留意点(4)に補記するほか、申請ウェブフォームに計画添付項目を作成予定
全体			配点は、R6と同じ「従業員支援50点、地域貢献41点、その他9点」のままにしたほうがいいと思う。	R6審査会案にて従業員支援の配点を50点から52点に増やしており、従業員支援のさらなる評価項目減又は配点減が難しい。 従業員支援5割、地域貢献4割、その他1割という全体のバランスは昨年度から変わらないため、当初案のまま(従業員支援52点・地域貢献39点・その他9点=合計100点)とさせていただきます。

別紙(3)子育て支援に関する取組内容等(新規・更新)

別紙(2)において該当に○をした項目について、具体的な取組内容、制度をご記入ください。

取組分野	取組項目	具体的な取組内容、制度
従業員支援	(1) 法定の個別意向聴取・配慮以外の 両立支援に関する取組方針や制度を積極的に従業員に提供している	
	(2) 法定を超える育児休業	
	(2) 法定を超える産前・産後休暇	
	(2) 法定を超える子の看護等休暇	
	(3) 始業時刻等変更 (フレックスタイム制、時差出勤)	
	(3) テレワーク等 (月10日以上)	
	(3) 保育施設設置運営等(保育施設の運営その他これに準ずる便宜の供与(ベビーシッターの手配および費用負担など))	
	(3) 養育両立支援休暇(年10日以上)	
	(3) 短時間勤務制度(1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む)	
	(4) (3)のうち、同時に2つ以上の制度を利用できる	
	(5) 法定を超えて短時間勤務制度を利用できる	
	(6) 法定を超える所定外労働の制限	
	(6) 法定を超える法定時間外労働の制限	
	(6) 法定を超える深夜業の制限	
	(7) ノー残業デー等、所定外労働時間の削減を図っている	
(8) 時間単位年次有給休暇等、年次有給休暇の利用を促進する取り組みを実施している		
(9) 過去3年間に在職中に出産した女性の8割以上が育児休業を取得している		
(10) 産休・育休中の従業員に対する情報提供や能力開発の機会等、スムーズな復帰に向けた支援を実施している		
(11) 男性の育児参画を促進する制度や取り組みを実施している(年次有給休暇の利用促進の取り組みを除く)		

従業員支援	(12)	過去3年間のうちに、男性育児休業等の取得率50%を達成している年がある	
	(13)	子育て支援出前講座を受講している又は親学推進協力企業に登録している	
	(14)	障害児や不登校児童生徒を養育する従業員を支援する制度がある	
	(15)	妊娠前(不妊治療)から出産・育児に関する手当等の経済的支援制度がある	
	(16)	上記(1)～(15)以外で、不妊治療休暇など、独自の出産・育児に関する制度がある	

取組分野	取組項目	具体的な取組内容、制度	
地域貢献	(1)	子どもや子育て家庭向け商品を販売又はサービスを提供している	
	(2)	なごや未来っ子応援制度(びよか)に協賛店舗・施設として協力している	
	(3)	託児室、授乳室、乳幼児と利用できるトイレ等、子どもに配慮した施設・店舗等がある	
	(4)	赤ちゃんの駅として登録している	
	(5)	来客の目に留まりやすい場所にマタニティマークを表示するなど、妊産婦への配慮を呼びかける取組を行っている	
	(6)	子ども向けウェブサイトやパンフレット等を作成している	
	(7)	こども110番の家に協力している	
	(8)	子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に企業スペース(部屋、駐車場等)を提供している	
	(9)	子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に物的、金銭的支援を実施している	
	(10)	地域の保育所や学校等の子どもを対象とした職場見学、職業体験等を実施している	
	(11)	インターンシップの受け入れを通して地域の人材育成を図っている	
	(12)	子どもや子育て世代の親を対象としたイベント、ワークショップ、講座等を開催している	
	(13)	行政との協働による子育て支援事業を実施(協力)している	

地域貢献	(14)	企業活動として通学路や公園等の清掃活動を定期的に行っている	
	(15)	企業活動として地域での交通安全活動や防犯・防災活動を定期的に行っている	
	(16)	企業活動としてインクルージョンの観点を持った活動を実施している	
その他	(1)	子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定(トライくるみん認定)を受けている	
	(2)	子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けている	
	(3)	子育てサポート企業として厚生労働大臣の特例認定(プラチナくるみん認定)を受けている	
	(4)	(1)~(3)いずれかの「プラス」認定を受けている	
	(5)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している(従業員100人以下の企業のみ対象)	

ヒアリング審査採点表

資料4-5

委員名

企業名	
-----	--

評価項目		配点	点数
1	子育て支援の取り組みに対して、企業として積極的な姿勢、熱意が感じられるか	10	
2	従業員全体に、子育て支援の取り組みを推進していくという意識醸成が図られているか	10	
3	子育て支援の取り組みが、従業員や子ども、子育て家庭にとって、有益なものとなるような工夫や努力が図られているか	10	
4	子育て支援の取り組みは、実際に成果や実績があがっているか	10	
5	その他、子育て支援の取り組み全般について総合的な観点で評価できる点はあるか(企業の規模や事業種別等を考慮)	10	
合計		50	

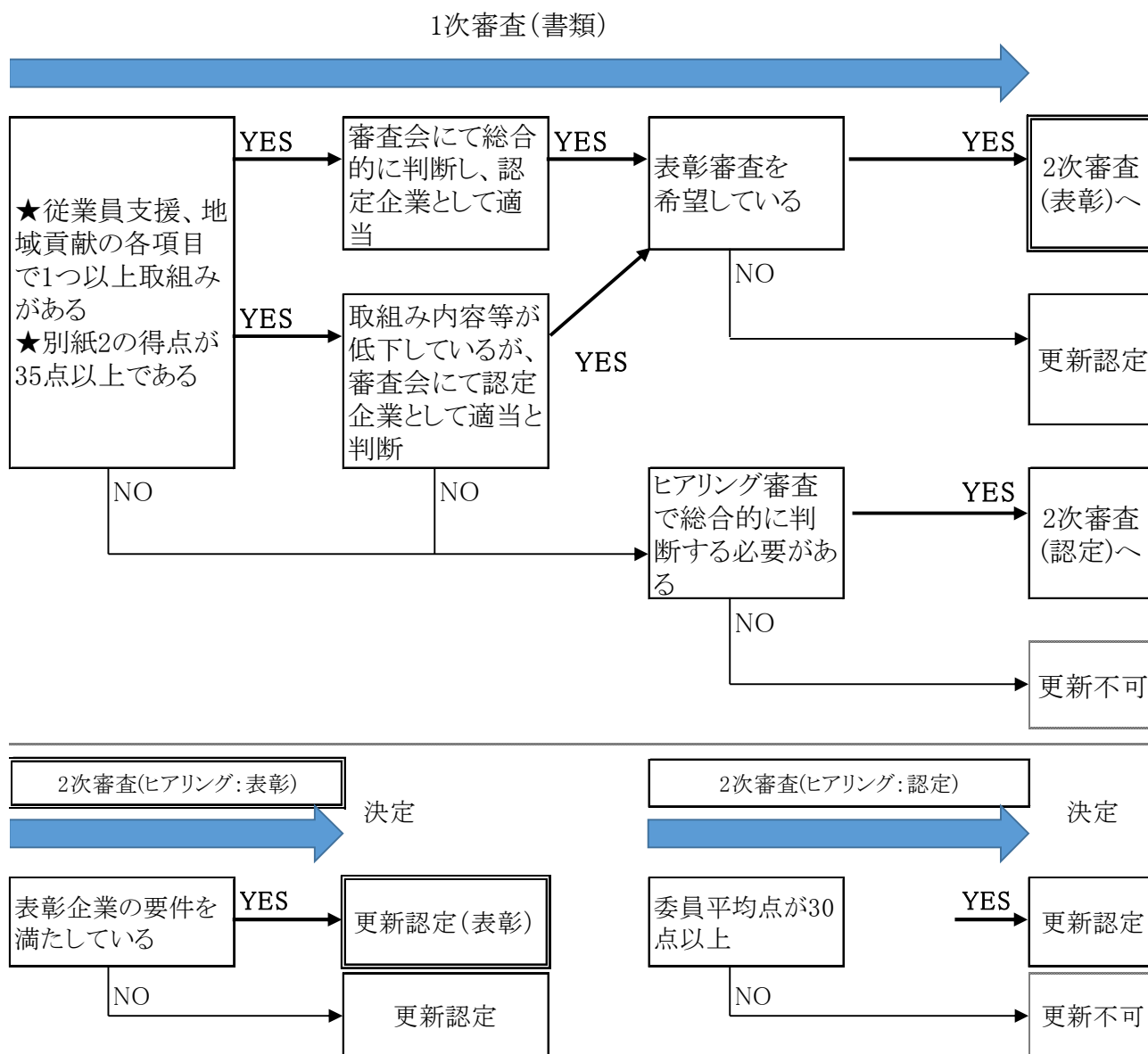
<採点基準>
 10点 → → → 5点 → → → 1点
 大変優れている 優れている 普通 やや劣っている 劣っている

※各委員の平均評点30点以上が合格の基準となります。

更新申請企業の審査方法等について

1 審査方法

★更新申請企業の審査・認定の流れ（フローチャート）



① 別紙 2、3(資料 5-3、5-4)を事務局にて採点し、次の 3 つの要件について確認します。

- ア 従業員支援、地域貢献の各項目で 1 つ以上取り組みがある
- イ 別紙 2(資料 5-3)で 35 点以上の取り組みがある

② 第 2 回審査会で①の採点結果をご確認いただき、別紙 1-2(資料 5-2)の記載内容を踏まえて更新認定企業を決定します。また、表彰認定を希望する企業のうち、ヒアリング審査を実施する企業を決定します。

※①のア、イを満たしていても、就業規則等が法定を下回る場合や、常時雇用する従業員数が 101 人以上あるにも関わらず一般事業主行動計画を策定していない場合等、法令を遵守していない場合は認定不可とします。

※②では、別紙2(資料5-3)で40点未満の企業を中心に議論します。

※従業員が存在する企業の内、表彰審査を行わない企業は**原則**としてヒアリング審査は実施しませんが、事務局の採点において以前と比較して取り組み水準が大幅に低下している等、更新認定が難しいと見込まれる場合や従業員が存在しない場合等には、必要に応じてヒアリング審査（プレゼン方式ではなく、取り組み状況の変化等に関する聞き取り調査）を実施します。

③ 別紙1-2(資料5-2)及び別紙2、3(資料5-3、5-4)の記載内容について、ヒアリング審査を実施します。

※ヒアリング審査の審査方法や基準は新規申請企業と同じです。

2 その他

- ・ 合併企業についても、通常の更新企業と同様の取り扱いとします。
- ・ 更新認定企業については、表彰企業を除き認定証交付式を実施しません。
- ・ 令和2年度以降に更新認定した企業は、認定期間を5年間とします。

(別紙1-2)子育て支援に関する理念・方針等<更新>

【事業所名称: _____】

《留意点(別紙1、2、3共通)》

【必ずご確認ください。】

- (1) おおむね過去3年間の取り組みを記入してください。
- (2) 従業員支援、地域貢献で1つ以上取り組みがあることが必要です。
- (3) 取組内容が分かる資料(就業規則、写真、チラシ、登録証(写)等)を添付してください。
(該当箇所をマーカー等で明示してください。)
- (4) 一般事業主行動計画を策定している場合は、同計画の「策定・変更届(写)」と「行動計画(写)」を添付してください。**(従業員101人以上の企業は必須で添付してください。)**
- (5) 表彰審査の希望について下記希望欄にてお答えください。
- (6) 審査は、原則として書類審査のみですが、必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。

子育て支援に関する理念・方針

--

先回申請時以降の新たな取り組みや改善した取り組み ※経緯や理由等も併せて記入してください

--

先回申請時以降、行っていない取り組み ※経緯や理由等も併せて記入してください

--

表彰審査の希望

 表彰審査を希望します 表彰審査を希望しません

【表彰審査を希望した企業は、表彰に向けたアピールポイントをお書きください】

--

裏面に続く→

(1)従業員情報（従業員数は、アルバイト・パートを含み、日雇い労働者は含めないでください。）								
年齢構成 (年月日時点)	企業 全体		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
		男性	人	人	人	人	人	人
		女性	人	人	人	人	人	人
	市内 の事 業所		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
		男性	人	人	人	人	人	人
		女性	人	人	人	人	人	人
18歳未満の子どもがいる 従業員数			企業全体(男性)	人		企業全体(女性)	人	
			市内の事業所 (男性)	人		市内の事業所 (女性)	人	

(2)勤務形態情報（制度が無い場合は斜線を入れてください。）					
各取得率の算出方法 制度を利用した従業員／制度の対象となる従業員		企業全体		市内の事業所	
短時間勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
フレックスタイム制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
時差勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		
テレワーク、在宅勤務制度取得率	男性	%	%		
	女性	%	%		

(3)休暇等制度情報（可能な限り過去3年間の情報をご記入ください。）							
各取得率の算出方法 制度を利用した従業員／制度の対象 となる従業員		昨年		2年前		3年前	
		企業全体	市内の事業所	企業全体	市内の事業所	企業全体	市内の事業所
育児休業取得率	男性	%	%	%	%	%	%
	女性	%	%	%	%	%	%
1人あたりの平均 所定外労働時間(／月)	男性	時間	時間	時間	時間	時間	時間
	女性	時間	時間	時間	時間	時間	時間
産前産後休暇取得率		%	%	%	%	%	%
男性の配偶者出産休暇取得率		%	%	%	%	%	%

子育て支援企業認定・表彰式について

＜令和6年度子育て支援企業認定・表彰式の様子＞

開催日時：令和7年1月30日（木）14:00～16:00

開催場所：イーブルなごや

※女性の活躍推進企業認定・表彰式と合同で開催

(1) 市長挨拶



(2) 表彰状、表彰盾の授与（最優秀賞：日本特殊陶業(株)）

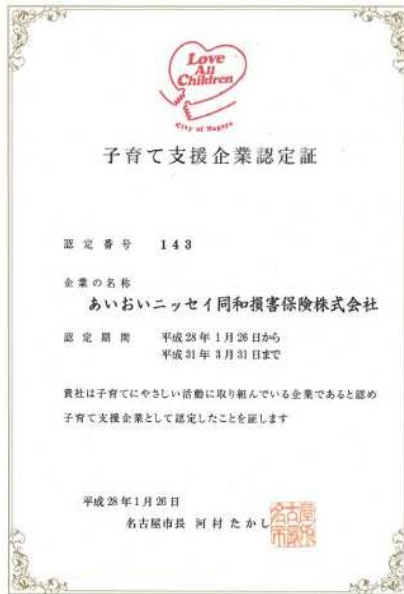


(3) 事例発表（最優秀賞：日本特殊陶業(株)）



<認定企業・表彰企業へ交付、授与するもの>

【認定証】



全ての新規、更新企業に交付します

【認定プレート】



全ての新規企業に交付します

【表彰状】



表彰企業に授与します

【表彰盾】



表彰企業に授与します

(注) 評価項目はR6第6回審査会案時点

女性の活躍推進企業認定(新規・更新)申請書(記入例)

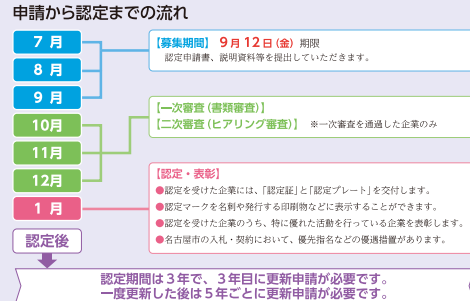
申請者情報入力欄: 本社所在地、企業名、役員名、代表者氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、部署名、氏名、電話番号、メールアドレス。

申請区分: 企業を取り囲み、従業員を取り囲み。留意事項: 申請書一式は正本1部、副本5部をご提出ください。

1 名古屋市内の事業所名 (本社が名古屋市内の場合のみ): 名称、所在地。

2 企業の概要: 設立年月日、事業内容、従業員数表 (正規・非正規別、男女別)。

※総合職とは、一時的労働管理を行っている企業等において、専任的業務又は企画立案、経営者等総合的な判断を要する業務に従事し、就業規定を定める(専任的職務) コースを指します。



令和6年度 新規 子育て支援企業(10社) 令和6年度 新規 女性の活躍推進企業(17社) 応募要員リスト: 総務、経理、営業、技術、生産、販売、事務、その他。

その他にも! ワーク・ライフ・バランス推進企業、ナゴヤ応援! サイト公開中。

【申し込み・お問い合わせ先】 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 子育て支援企業、女性の活躍推進企業。

令和7年度 子育て支援企業 女性の活躍推進企業 を募集します! 子育て支援企業、女性の活躍推進企業 制度概要、対象企業、認定を受けるメリット、募集期間 令和7年7月1日(金)から9月12日(金)。

子育て支援企業認定(新規・更新)申請書(記入例)

申請者情報入力欄: 本社所在地、企業名、役員名、代表者氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、部署名、氏名、電話番号、メールアドレス。

1 事業所の概要: 事業所の所在地、フリガナ、事業所の名称、事業区分(正)、従業員数、記入担当者の所属及び氏名、電話番号、電子メール。

注 太枠部分の内容は認定された記号を、下から選んで記入してください。事業区分・事業所が該当する記号を、下から選んで記入してください。

2 子育て支援に関する理念・方針、取組内容等: 別紙1は「子育て支援に関する理念・独自の取組」を、別紙2、3は「詳細項目及び配慮の各項目に該当する取組」を記入してください。

3 欠格事項に該当しないことの確認: 名古屋子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第3条第2項の規定に該当しません。

子育て支援企業		
取組分野	取組項目	配点 (中心企業 取組1)
子育て支援に関する理念・方針	子育て支援に対する考え方や組織体制等についてヒアリング審査を行います	—
子育て支援に関する独自の取り組み等	当該取り組みを実施するに至った経緯や効果、工夫している点や配慮している点等についてヒアリング審査を行います	—
従業員に対する 家庭と仕事の 両立支援 (配点52点)	(1) 法定の休暇制度（産後・産前）以外に、再立支援に関する取組方針や制度を積極的に従業員に提供している	2
	(2) 次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる（各2点） （制度の利用実績がある場合は、必ず別紙（3）に記載すること） ・育児休業（休業後は賞与又は賞与相当額に復帰させることが就業規則等に明記されている場合に限り） ・産前・産後休暇 ・子の看護等休暇	2 ※各取組のうち 3つ以上の 取組が 該当する 場合
	(3) 3歳から小学校就学期の子を養育する従業員が利用できる制度として、次のうち3つ以上の制度がある （制度が3つあると2点、4つあると3点、5つあると4点） （制度の利用実績がある場合は、必ず別紙（3）に記載すること） ・始業時刻等変更（フレックスタイム制、時差出勤） ・テレワーク等（月10日以上） ・保育施設設置費等（保育施設の運営その他これに準ずる便宜の供与（ベビーシッターの手配および費用負担など）） ・育児再立支援休暇（年10日以上） ・短時間勤務制度（1日目の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む）	2 4 2
	(4) (3)のうち、同時に2つ以上の制度を利用できる	2
	(5) 法定を超えて短時間勤務制度を利用できる	2
	(6) 次のいずれか又は全てが法定を超えて利用できる（各2点） （制度の利用実績がある場合は、必ず別紙（3）に記載すること） ・所定外労働の制限 ・法定時間外労働の制限 ・深夜業の制限	2 6 ※各取組のうち 1つ以上の 取組が 該当する 場合
	(7) ノー残業デー等、所定外労働時間の削減を図っている	2
	(8) 時間単位での年次有給休暇等、年次有給休暇の利用を促進する取り組みを実施している	2
	(9) 過去3年間に在職中に出産した女性の8割以上が育児休業を取得している	2
	(10) 産休・育休中の従業員に対する情報提供や能力開発の機会等、スムーズな復帰に向けた支援を実施している	2
	(11) 男性の育児参加を促進する制度や取り組みを実施している（年次有給休暇の利用促進の取り組みを除く）	2
	(12) 過去3年間のうちに、男性育児休業等の取得率50%を達成している年がある	2
	(13) 子育て支援出席講座（名古屋子ども青少年局）を受講している又は親子学習協力企業（名古屋子育て委員会）に登録している	2
	(14) 障がい者不登校児童生徒を養育する従業員を支援する制度がある	2

子育て支援企業			
取組分野	取組項目	配点 (中心企業 取組1)	
従業員に対する 家庭と仕事の 両立支援 (配点52点)	1 従業員に対する家庭と仕事の両立支援 (配点52点)	(15) 妊娠（不妊治療）・出産・育児に関する手当等の経済的支援制度がある（制度の利用実績がある場合は、必ず別紙（3）に記載すること）	2
	地域での 子育て活動や 子育てとの 協働による支援 (配点39点)	(16) 上記（1）～（15）以外で、不妊治療休暇など、独自の妊娠前・産前・産後に関する制度がある*	2
		(1) 子どもや子育て家庭向け商品やサービスを提供している	3
		(2) なごみ未集約対応制度（びよ）に協賛連携・施設として協力している	3
		(3) 託児室、授乳室、乳幼児と利用できるトイレ等、子どもに配慮した施設・設備がある	3
		(4) 赤ちゃんと親とて登録している**	2
		(5) 東宮の目に留まりやすい場所にマタニティマークを表示するなど、妊産婦への配慮を呼びかける取組を行っている	2
		(6) 子ども向けウェブサイトやパンフレット等を作成している	2
	地域貢献 (配点39点)	(7) 子ども110番の家に協力している	2
		(8) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に企業スペース（部屋、駐車場等）を提供している	3
		(9) 子どもが参加する地域、NPO法人、児童福祉施設等の活動や行事に物的・金銭的支援を実施している	3
		(10) 地域の保育所や学校等の子どもを対象とした職場見学、職業体験等を実施している	3
		(11) インターシップの受入れを通じて地域の人材育成を図っている	2
		(12) 子どもや子育て世代の親を対象としたイベント、ワークショップ、講座等を開催している	3
		(13) 行政との協働による子育て支援事業（子育て支援に関する講演会、シンポジウム等）を実施（協力）している	2
		(14) 企業活動として通学路や公園等の清掃活動を定期的に実施している	2
		(15) 企業活動として地域での交通安全活動や防災・防災活動を定期的に実施している	2
		(16) 企業活動として地域に密着した包括的な活動（インクルーシブ活動）を実施している	2
その他 （他制度における 取り組み等 （配点9点）		(1) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定（トライクのみん認定）を受けている	1
	(2) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けている	2	
	(3) 子育てサポート企業として厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている	3	
	(4) (1)～(3) いずれかの「プラス」認定を受けている	1	
	(5) 【従業員100人以下の企業のみ対象】次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している	5	

一次審査（書類審査）通過後、二次審査（ヒアリング）を実施します。
 一次審査において取組分野1～3の合計が35点以上あることが選定の基準となります。
 【従業員支援】（2）地域貢献の各項目で、それぞれ1以上の取組が必要で、※1 中小企業は、従業員300人以下の企業対象です。
 ※2 不妊治療と仕事の両立支援については厚生労働省ホームページ【https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html】をご覧ください。
 ※3 赤ちゃんと親についての取組【https://www.kodoken.city.nagoya.jp/play/play.html】をご覧ください。

女性の活躍推進企業		
評価項目及び配点	配点	取組
1 企業部門	10点満点	
評価項目（一次審査）	配点	
(1) 意識改革	10点満点	
1 女性の活躍促進に関する理念・方針などを定めている	3	
2 会社の意思としてのメッセージが社内に向けてトップから発信されている	1	
3 具体的なビジョン（目指す姿）が従業員に周知されている	1	
4 目標を達成するための活動を推進する体制が作られている	1	
5 固定的性別役割分担意識を解消するための取組を実施している（例：お茶くみや雑用を性別に関係なく分担 等）	1	
6 セキュア・ハラスメント防止のための取組を実施している	1	
7 女性従業員のネットワークづくりをしている	1	
8 従業員の満足度や就業意欲を把握している	1	
(2) 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）推進	5点満点	
9 柔軟な働き方や、育児休業制度や介護休業制度を始めとしたワーク・ライフ・バランス（家事・育児・介護などの生活と仕事の両立）に配慮した制度の利用・取得を促進している（例：在宅勤務、サテライトオフィス、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務 等）	1	
10 業務の効率化や長時間労働の是正をしている（例：業務の見直し、業務分担の見直し、残業削減、休暇取得の促進 等）	1	
11 過去5年間に育児休業・介護休業取得者がある	1	
12 男女間（正規従業員）の平均勤続年数の差が平均以下である	1	
13 男女間の賃金差を把握し、対応している（例：公表、原因の分析 等）	1	
(3) 女性の活躍推進	19点満点	
14 女性（総合職、専門職的な領域）の採用拡大に計画的に取り組んでいる	1	
15 女性（総合職、専門職的な領域）の採用割合を目標数値を設定している	1	
16 女性の応募を促すための取組をしている（例：会社案内等で活躍女性を積極的に紹介、求人先に女性の多い学校を含める、女性求職者を対象とした職場見学会を実施 等）	1	
17 採用拡大	1	
18 女性が事実上満たさにくい採用条件を見直した（または、そのような条件がない）（例：身長、体重、体力や、転居を伴う通勤を要件としないこと 等）	1	
19 過去5年間に女性（総合職、専門職的な領域）の採用比率が増えている（または、女性の採用比率が30%以上ある）	1	
20 個人の能力に応じて非正規（パート・アルバイト・登録スタッフ等）から正規雇用となった従業員がいる	1	

女性の活躍推進企業		
評価項目及び配点	配点	取組
21 女性（正規従業員）の職域拡大に計画的に取り組んでいる	1	
22 女性（正規従業員）の職域拡大に目標数値を設定している	1	
23 安全や衛生面に配慮した、男女ともに使いやすい器具・設備等を導入している（例：トイレ・更衣室・休憩室の整備 等）	1	
24 男女（正規従業員）ともにあらゆる職域に配置する際に教育訓練を行っている	1	
25 非正規従業員（パート・アルバイト・登録スタッフ等）の能力を開発し向上させる取組がある	1	
26 過去5年間にあらたに女性（正規従業員）を配置した部署がある（または、すべての部署に配置したことがある）	1	
27 女性の管理職（課長級以上）の割合に計画的に取り組んでいる	1	
28 女性の管理職（課長級以上）の割合に目標数値を設定している	1	
29 人事課、昇進・昇格基準等が女性の管理職登用に直接的・間接的に不利になっていない	1	
30 モデルとなる女性を社内などで紹介している	1	
31 男女ともに継続的な教育の機会が確保されている	1	
32 過去5年間に女性の管理職（課長級以上）比率が増えている（または、女性の管理職比率が10%以上ある）	1	
(4) 女性の活躍推進のための積極的な取組	4点満点	
33 国や都道府県の女性の活躍に関する認定または表彰を受けている	1	
34 女性の活躍推進のための独自の取組を行っている	3	
	合計	38点

一次審査（書類審査）通過後、二次審査（ヒアリング）を実施します。
 一次審査において1～34項目の合計が19点以上あることが選定の基準となります。

2 従業員部門		
評価項目（二次審査）	配点	取組
1 職場への影響・実績	10	
2 周囲への影響・効果	10	
3 ワーク・ライフ・バランス（家事・育児・介護など生活と仕事の両立）に取り組んでいる	5	

一次審査では資格要件のみとし、二次審査（ヒアリング）を実施します。

書類の提出方法

- ウェブサイトから様式をダウンロードし、申請フォームにデータを添付することによりご提出ください。
- 添付できるファイルの容量は、最大 10MB までです。
添付したいファイルの容量が 10MB より多い場合は、資料のうち該当する取組内容が確認できる部分のみ抜粋して添付する、写真データを圧縮する等により、10MB 以内に収まるようにしてください。

申請の単位

Q1	本社は東京なのですが、名古屋の支社長名で申請できますか。
A1	<ul style="list-style-type: none"> • 申請は企業単位のため、支社長名で行っていただくことはできません。 • 「申請者」欄には、本社の所在地、企業の名称、企業の代表者（代表取締役など）の役職名、氏名、生年月日を記載してください。
Q2	申請が企業単位ということは理解しました。実際の申請事務は、名古屋支店の社員が窓口になって行うことはできますか。
A2	<ul style="list-style-type: none"> • 実際の申請事務を、支店の社員の方が担うことは差し支えありません。 • 「記入担当者の所属及び氏名」欄に、支店の社員の方の部署名、氏名、電話番号、メールアドレスを記載してください。なお、申請書類に関する確認や、認定後、更新の手続きのご案内などは、当該欄に記載の担当者様あてご連絡させていただくこととなります。更新申請時に、担当者様の異動等によりメールが届かなくなる事例があったため、代表アドレスなど、担当者様以外の方が確認できるメールアドレスも記載していただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします（代表アドレスと担当者様のアドレスの両方を記載いただいてもかまいません）。

(第 1 号様式) 子育て支援企業認定 (新規・更新) 申請書

<input type="checkbox"/>	タイトル中、「新規」「更新」のいずれかに○を付けている
<input type="checkbox"/>	申請者欄は、本社の住所、代表者の氏名を記載している
<input type="checkbox"/>	代表者氏名の前に肩書（代表取締役など）を記載している
<input type="checkbox"/>	代表者氏名の上に、ふりがなを記載している
<input type="checkbox"/>	事業所の概要欄は、名古屋市内の事業所について記載している
<input type="checkbox"/>	欠格事項に該当しないことの確認欄にチェック☑をしている

(別紙 1-1、1-2) 子育てに関する理念・方針等

<input type="checkbox"/>	新規申請の場合は 1-1、更新申請の場合は 1-2 に記載している
<input type="checkbox"/>	一般事業主行動計画を添付している（従業員 101 人以上企業は配点に関わらず必須）
<input type="checkbox"/>	表彰審査の希望の有無について、いずれかにチェック☑をしている
(1) 従業員情報	
<input type="checkbox"/>	直近の把握可能な従業員数を記載している（※役員は含めません）
<input type="checkbox"/>	※従業員がいない企業は、ヒアリング審査にて取組状況等をお伺いし、他の項目等から総合的に評価することになります。
<input type="checkbox"/>	人数の合計は第 1 号様式の従業員数と一致している
(2) 勤務形態情報	
<input type="checkbox"/>	制度がない場合は斜線を、制度がある場合は取得率を記載している
<input type="checkbox"/>	制度があり対象となる従業員はいるが、取得実績がない場合は「0%」と記載している
<input type="checkbox"/>	制度はあるが対象となる従業員がいない場合は、「対象者なし」と記載している
(3) 休暇等制度情報	
<input type="checkbox"/>	過去 3 年間の実績を記載している
<input type="checkbox"/>	※創業間もない場合や合併等により直近の実績の記載がない場合は、他の項目等から総合的に評価することになります。
<input type="checkbox"/>	制度がない場合は斜線を、制度がある場合は取得率を記載している※「男性の配偶者出産休暇取得率」は、年次有給休暇等で対応している場合は含めません。
<input type="checkbox"/>	制度があり対象となる従業員はいるが、取得実績がない場合は「0%」と記載している
<input type="checkbox"/>	制度はあるが対象となる従業員がいない場合は、「対象者なし」と記載している

(別紙 2、別紙 3) 子育てに関する取組項目及び配点<新規・更新>

<input type="checkbox"/>	最新の様式を使用している ※古い様式の場合、認定基準（取組項目や配点）が異なることがありますので、必ず申請年度の様式を使用してください。
<input type="checkbox"/>	タイトル中、「新規」「更新」のいずれかに○を付けている
<input type="checkbox"/>	おおむね過去3年間の取組みを記入している ※過去3年間の取組みで、今後も継続する予定の取組みを記入してください。
<input type="checkbox"/>	【1 従業員支援】・【2 地域貢献】の各項目で、それぞれ1つ以上の取組みがある ※いずれかの取組みがない場合（例：従業員支援は取組みがあるが地域貢献はひとつも取組みがない）は申請できません。
<input type="checkbox"/>	（本社が県外で名古屋市に支店がある企業の場合） 企業単位の取組みを記載している
<input type="checkbox"/>	【1 従業員支援】→企業単位での制度の有無、取得実績を記載している
<input type="checkbox"/>	【2 地域貢献】 →名古屋市内での取組みや名古屋市民を対象とした取組みを記載している
<input type="checkbox"/>	別紙2で○をつけた取組項目について、すべて別紙3に具体的な取組内容、制度を記載している ※制度については、該当制度を定めている規定等の名称と該当条項を記載してください。また、法定を超えて利用できる制度に該当する場合は、あわせて、法定を超えている内容、制度の利用実績も記載してください。
<input type="checkbox"/>	別紙2で○をつけ、別紙3に具体的な取組内容、制度を記載した項目については、すべてその取組内容が確認できる資料を添付している
<input type="checkbox"/>	添付資料は、過去3年間の取組みであることが確認できるものである ※いつの取組みかが分からない写真などは不可
<input type="checkbox"/>	添付資料の端に、別紙2の該当項目番号を記載している
(例)	【1 従業員支援】項目(2)法定を超えて子の看護等休暇を利用できる場合 →添付資料の「(例)就業規則」の該当ページを抜粋、右上に「1(2)子の看護等休暇」と記載する。
<input type="checkbox"/>	添付資料中、取組内容の書いてある場所をマーカーなどで囲って、分かるようにしている
(例)	【1 従業員支援】項目(2)法定を超えて子の看護等休暇を利用できる場合 →添付資料の(例)就業規則中、法定を超えている内容が確認できる条項の部分をマーカーで囲む。
<input type="checkbox"/>	複数項目で、添付資料が重複する場合、該当するすべての項目番号を添付資料に記載している ※重複する場合、添付資料は兼用していただいて構いませんが、該当項目番号すべてを記載してください。
<input type="checkbox"/>	合計が35点以上ある ※1次審査（書類審査）を通過するための基準です。

名古屋市子育て支援企業認定審査会条例

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市子育て支援企業認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、子育て支援を行う企業の認定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、子ども青少年局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てにやさしい活動を行っている企業を「子育て支援企業」として認定するために必要な事項を定めることにより、企業の子育て支援への取組意欲を高めるとともに、その取組事例を広く紹介することにより、社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「企業」とは、営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店等をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

(対象企業)

第3条 子育て支援企業の認定の対象となる企業は、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 事業所の所在地が名古屋市内にあること。
- (2) 次に掲げる項目で、子育てにやさしい活動を行っていること。
 - ア 従業員に対する家庭と仕事の両立支援
 - イ 地域での企業活動や子育て活動との協働による支援

2 前項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業を対象としないことができる。その際、必要に応じて名古屋市子育て支援企業認定審査会条例（以下「条例」という。）第1条の規定により設置する名古屋市子育て支援企業認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見を聞くことができる。

- (1) 過去3年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業
- (2) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正な手段により第7条第1項の認定を受けようとした企業
- (3) 過去3年間に、労働関係法令に違反する重大な事実がある企業
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業

(認定範囲)

第4条 前条に規定する子育て支援企業として認定する企業の認定範囲は、企業単位とする。

(募集及び申請)

第5条 子育て支援企業の認定を受けようとする企業の代表者は、子育て支援企業認定（新規・更新）申請書（第1号様式）（以下「認定申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の認定申請書には、記載内容に関する説明資料、写真、図面等（以下「説明資料等」という。）を書面又は電磁的記録によって添付することができる。

（認定審査会の所掌事務等）

第6条 条例第2条に規定する子育て支援を行う企業の認定に関する事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第2項に関すること。
 - (2) 第7条に関すること。
 - (3) 第10条第2項に関すること。
 - (4) 第12条第1項に関すること。
 - (5) 第13条第2項に関すること。
 - (6) その他子育て支援企業認定・表彰制度に関すること。
- 2 条例第4条に定める委員のうち、一部は公募するものとする。
 - 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に参加させることができる。

（認定審査等）

第7条 子育て支援企業の認定は、認定審査会の意見を受けて、市長が行う。

- 2 認定審査会は、別表（認定基準）に基づき認定申請書及び説明資料等を審査し、その審査結果について市長に意見を述べるものとする。

（認定証の交付等）

第8条 市長は、子育て支援企業として認定した企業に、子育て支援企業認定証及び認定プレートを交付する。

- 2 子育て支援企業は、認定マーク（第2号様式）をその企業が発行する印刷物等に表示することができる。
- 3 前項に規定する認定マークの使用を希望する子育て支援企業は、認定マーク使用届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

（変更・廃止の届出）

第9条 子育て支援企業は、次の各号に掲げる場合には、子育て支援企業申請事項（変更・廃止）届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業及び事業所の名称を変更したとき。
- (2) 企業及び事業所の住所を変更したとき。
- (3) 認定申請書に記載した子育て支援に関する取組内容、実施状況に変更があったとき。
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

（確認調査）

第10条 市長は、企業に対して聞き取り調査又は現地調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

- 2 市長は、前項の聞き取り調査又は現地調査の結果、取組内容又はその実施状況に大きな変更があったとき等には、認定審査会の審査に付することができる。

(認定の更新)

第11条 子育て支援企業は、新規認定後3年目に第5条の規定を準用した更新手続きを行うことができる。

- 2 前項により認定を更新した子育て支援企業は、以後、5年ごとに第5条の規定を準用した更新手続きを行うことができる。

(認定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定の取消を行うことができる。その際、必要に応じて認定審査会の意見を聞くことができる。

- (1) この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき又は第5条第1項の申請をした当時に第3条第2項第1号に該当していたことが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申告その他不正な手段により第7条第1項の認定を受けたとき。
 - (3) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 第3条第2項第3号及び第4号に該当することとなったとき又は第5条第1項の申請をした当時に第3条第2項第3号及び第4号に該当していたことが判明したとき。
- 2 第1項第1号及び第2号の規定により認定の取消しを受けた企業は、認定の取消しの通知を受けた日の翌日から起算して3年間、認定を申請することができない。

(表彰)

第13条 市長は、子育て支援企業として認定を受けた企業のうち、特に優れた取組を実施している企業を表彰することができる。

- 2 表彰を受ける企業の選考は、認定審査会の意見を受けて、市長が行うものとする。
- 3 市長表彰状の贈呈の期日、場所、員数等は別に定める。
- 4 贈呈は表彰状及び記念品を授与する。この場合において、表彰状の文面は別に定める。

(広報)

第14条 市は、子育て支援企業として認定を受けた企業の子育てにやさしい取組事例について、市公式ウェブサイト等により普及啓発に努めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に関する事務は、子ども青少年局企画経理課が行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、子育て支援企業認定・表彰制度に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月7日から施行する。

2 最初に依頼される認定審査会の委員の任期は、第6条第4項本文の規定にかかわらず、平21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱に基づく名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度のその他の行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月29日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前にこの要綱による改正前の名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第11条の規定に基づき認定の更新のを行った企業の認定の更新の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。